

特別養護老人ホーム かもこの風 運営規程
(ユニット型指定介護老人福祉施設)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人神戸老人ホームが開設する特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設) かもこの風(以下「事業所」という)が行うユニット型指定介護老人福祉施設の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の生活相談員、看護職員、介護職員等の従事者(以下「従業者」という)が要介護状態にある高齢者に対し適正な施設サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び支援、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

- 2 事業者は入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供する。
- 3 事業所は明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム かもこの風
- 二 所在地 神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目19-30

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤・専従)
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上(常勤・専従)
入所者及びその家族の日常生活上の相談及び生活支援にあたる。

- 三 介護支援専門員 1名以上（常勤・兼務）
入居者が安心した生活が送れるように自立支援を念頭に置き、施設サービス計画を作成する。
- 四 医師 2名（嘱託）
入居者の健康管理を行う。
- 五 看護職員 3名以上（3名常勤・専従、2名非常勤）
入居者の健康管理や療養上の世話を行う。
- 六 機能訓練指導員 1名（常勤・専従）
入居者の機能訓練を行う。また、他職種への助言・指導を行う。
- 七 介護職員 27名以上（常勤・専従）
入居者の日常生活上の介護ならびに健康保持の為の相談・助言を行う。
- 八 管理栄養士 1名以上（常勤・専従）
入居者の栄養管理、栄養ケアプランの作成を行う。
- 九 事務職員 1名以上（常勤・専従）
必要な事務を行う。

（入居者の定員）

第5条 ユニット型指定介護老人福祉施設の入居定員は70名とする。

（ユニットの数及びユニット毎の定員）

第6条 7ユニット（1ユニットあたり10名）

（ユニット型指定介護老人福祉施設サービスの内容）

第7条 利用者に対するユニット型指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

①介護

- ・介護は各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう入居者の心身の状況等に応じ適切な技術をもって行う。
- ・事業所は1週間に2回以上適切な方法により、入居者を入浴または清拭を行う。
- ・事業所は入居者に対し、その心身の状況に応じて適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行う。
- ・事業所はおむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替える。
- ・事業所は入居者に対し、前各項に規程するもののほか離床・更衣・整理等の介護を適切に行う。

②食事の提供

- ・食事の提供は栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。
- ・食事の提供は入居者が可能な限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- ・食事の提供は各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ入居者が共同生活室で食事を摂る事を支援する。

③相談及び支援

- ・事業所は常に入居者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め入居者またはその家族に対しその相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の支援を行う。

④社会生活上の便宜の供与等

- ・事業所は教養娯楽設備等を備えるほか便宜入居者のためのレクリエーションを行う。
- ・事業所は入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについてその者または家族において行うことが困難である場合、その同意を得て代わって行う。
- ・事業所は常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

⑤機能訓練

- ・事業所は入居者に対しその心身の状態等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

⑥健康管理

- ・事業所の医師または看護職員は常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な対応を行う。

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 指定介護老人福祉サービスを提供した場合の利用料金の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは介護保険法により介護報酬の告示の額とする。(別に定める重要事項説明書に記載されているサービス利用料金参照)

- 2 事業所は法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料金の額と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 事業所は前 2 項の支払いを受ける額のほか次に掲げる費用の支払いを受け取ることができる。(別に定める重要事項説明書に記載されているサービス

利用料金参照)

①食費	1620 円※
②居室料金	3060 円※
③入居者が選定する特別な食事費	要した費用の実費
④入居者が選定する特別な居室料金	別に定める重要事項説明書に記載
⑤理髪・美容料金	別に定める重要事項説明書に記載
⑥貴重品の管理費	500 円
⑦複写物の交付費	白黒コピー 1 枚 10 円 カラーコピー 1 枚 50 円
⑧個人情報に係る開示手数料	別に定める重要事項説明書に記載
⑨外出等レクリエーション費	要した費用の実費
⑩納骨費（身寄り等がなく当施設にて納骨する場合）	相談にて決定する
⑪遠隔地への移送及び病院付き添いに関する費用	相談にて決定する
⑫契約書第 21 条 2 に関する所定の料金	別に定める重要事項説明書に記載
⑬前 3 号に掲げるもののほか指定介護老人福祉施設サービスにおいて供与させる便宜のうち日常生活において通常必要となるものに係る費用にあって、その入居者に負担させることが適当と認められたもの。	要した費用の実費

※ 介護保険負担限度額認定証を提示することで減額あり。詳細は重要事項説明書参照。

- 4 事業所は前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い入居者の同意を得なければならない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 9 条 入居者はユニット型指定介護老人福祉施設のサービスを受ける際に次の事項について留意するものとする。

①持込の制限

入居にあたり以下のもの以外は原則持込むことができない。

居室用の小型家具（容易に移動可能なもの）、備品、日常生活を営むにあたり最低限必要な衣類、食器等の日常生活品。

②面会

面会時間は原則 9:00~17:00 但し、緊急時及びやむを得ない事情がある場合その限りではない。

③外出・外泊

外出・外泊をされる場合は 2 日前に申し出ること。葬儀への参加等緊急やむを得ない場合はその届出は当日の申し出は可能。外泊については最長で 6

日間とする。

④食事のキャンセルについては前日 10:00 までに申し出があった場合には食事に係る自己負担は減免される。

⑤施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用すること。
- ・故意にまたはわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず施設・設備を汚染・破損させた場合には入居者等の自己負担により原状回復して頂くか相当の代価をお支払い頂きます。
- ・入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には入居者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることが出来るものとする。
- ・当施設の職員や他の入居者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行う事はできない。

⑥喫煙

敷地内禁煙とする。

(苦情処理の体制)

第 10 条 提供したユニット型指定介護老人福祉施設に関し、入居者及びその家族からの要望及び苦情があったときは、迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明します。

2 要望及び苦情の解決責任者は施設長とし、苦情の処理は別に定める「苦情解決に関する規程」で定めます。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 緊急時の注意事項や病状等については配置医師と適時連絡を取り合い対応する。医師の往診が不可能な場合は協力医療機関や救急当番病院などへの対応を行う措置を講じる。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は非常災害対策に備えて消防計画、風水害、地震に対処する計画を作成し、防火管理者または火災、消防等についての責任者を定め定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- ①消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- ②地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。

③前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(虐待防止に向けた体制等)

第 13 条 管理者は、虐待発生防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を選任する。

- ①人権擁護委員会を設ける。その責任者は管理者とし担当者は生活相談員とする。
- ②人権擁護委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- ③職員は、年 1 回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講する。

(身体拘束防止に向けた体制等)

第 14 条 人権擁護委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針（マニュアル）を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的で開催します。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

(感染症対策)

第 15 条 事業者は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ①施設における感染症対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。
- ②施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- ④前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
- ⑤平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

(ハラスメント対策)

第16条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 事業所は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- ②事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。
- ③事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び介護員その他の職員に対する研修を定期的に行う。
- ⑤上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

(記録の整備)

第18条 事業所は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- ①事業所は、入所者に対する処遇の提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第19条 事業所は本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 高齢者虐待防止研修 年1回以上
- 二 身体拘束禁止に係る研修 年2回以上
- 三 採用時研修 採用後3ヶ月以内に実施
- 四 継続研修 年2回以上

- ①施設は、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で

定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- ② 従業者は業務上知り得た入居者または家族の秘密を保持する。
- ③ 従業者であったものに業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれら秘密を守るべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- ④ この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人神戸老人ホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規程は、2019年10月1日から施行する。

この規定は、2021年8月1日から施行する。

この規定は、2023年4月1日から施行する。

この規定は、2024年8月1日から施行する。